

市の組織が変わりました

市では、行政事務のより一層の効率化を推進するため、表のとおり組織を改正しました。

問合せ 企画政策課(直通558-1261)

表 市の組織改正の内容

改正後	改正の内容
環境政策課 ・環境政策係 ・環境の森推進係 生活環境課 ・生活環境係 ・清掃・リサイクル係	環境施策の推進体制の強化と環境衛生事務の効率的な執行を図るため、環境課と環境の森推進室を「環境政策課」と「生活環境課」とし、「環境政策課」に「環境政策係」と「環境の森推進係」、生活環境課に「生活環境係」と「清掃・リサイクル係」を設置しました。
観光商工課 ・観光まちづくり係 ・商工振興係	観光施策の推進体制の強化を図るため、商工観光課と地域産業推進室を統合して「観光商工課」とし、「観光まちづくり係」と「商工振興係」を設置しました。
教育委員会事務局 教育部	
スポーツ推進課 ・スポーツ推進係	市民プールの管理運営を指定管理者に移行したため、市民プール係を廃止し、体育課体育振興係を「スポーツ推進課スポーツ推進係」に改正しました。

スポーツ祭東京2013

指定管理者制度は、公共施設を民間団体でも管理運営できるようにしたものです。体育施設の指定管理は、平成21年の五日市フアインプラザに続いて2例目になります。今後、制度の利点を生かすために、開館日の拡大や開館時間の延



新たに体育施設(市民プール)を指定管理者が管理・運営します

長、魅力ある事業の展開など、新しい取組や利用者のニーズに対応したきめ細かいサービスなどについて、指定管理者と協議しながら、施設運営の充実を図ります。

市民プールの指定管理
指定管理者：シンコースポーツ・山武共同事業体
指定期間：4月1日～平成27年3月31日
施設の利用形態 料金などは市の条例に決められています。指定管理者制度になっても、これまでと同様に利用できます。
屋内水泳場
* 開場期間：通年
* 利用時間：午前10時～午後9時(10月から3月まで)

この期間は、午前10時から午後8時まで)
* 休館日：毎週火曜日(火曜日が祝日の場合開館、翌日が休館)と年末・年始(12月28日～1月4日)
* 施設利用料金
個人使用(1時間)：大人2000円、子ども1000円
団体貸切使用(2時間)：市内1万8000円、市外3万6000円
屋外水泳場
* 開場期間：7月20日～8月31日
* 利用時間：午前10時～午後6時
* 休館日：雨天、低水温などの理由により休業する以外は、期間中無休
* 施設利用料金(1時間)：大人1000円、子ども500円
問合せ 市民プール(550・1711)

監査委員に青木豊氏が就任

監査委員の小川待氏の後任として、青木豊氏が4月1日付で監査委員として市長から選任されました。青木氏は、市の財務管理、会計制度にも精通され、豊富な行政経験、議員経験があります。

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定しました

市では、平成19年度策定の「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を改定しました。計画は、廃棄物減量等推進審議会の審議と、パブリックコメントによる市民の皆さんのご意見を参考にしています。
主な重点施策
ごみ発生抑制に関する施策(3Rの推進)

平成24年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地・家屋と事業用償却資産を所有している方に課税されます。課税の内容について他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の縦覧ができます(縦覧・閲覧期間中の費用は無料)。土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

* 生ごみリサイクルの促進
* 水切りの徹底
3Rとは、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)の3つの語の英語の頭文字をとった循環型社会の形成をめざす標語
体系的な循環型システム構築の推進
* 資源回収の充実
* 新たなリサイクルシステムの検討
環境に配慮した収集・処理の推進

* 新たな分別区分
* 直接搬入ごみの受入
計画の閲覧場所 情報公開コーナー(市庁舎4階)、生活環境課 市内各図書館、西秋川衛生組合市ホームページにも掲載しています。
西秋川衛生組合でも基本計画の改定を行っています。内容は、西秋川衛生組合ホームページ(ホームページ)

期間：4月2日(月)～5月31日(木)(土曜・日曜日、祝日を除く)
時間：午前8時30分～午後5時15分
場所：課税課
縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税義務者と家族など代理権がある方
固定資産課税明細書、運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。
固定資産課税台帳の閲覧
閲覧開始日：4月2日(月)から(土曜・日曜日、祝日を除く)
時間：午前8時30分～午後5時15分

p://www.nishiakigawa.or.jp/rj/ 覧になれます。
問合せ 生活環境課清掃リサイクル係(直通558・1830)

教育費の一部を援助します(就学援助)

小・中学校に通っている子どもがいる家庭で、経済的な理由により教育費の支払いが困難な場合は、保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育費の一部を援助します。
認定に必要な要件や申請方法は、新小学校1年生以外の方には、すでに各学校を通じてお知らせしていますが、届いていない場合は連絡してください。
新小学校1年生の家庭には、入学式後に各学校を通じてお知らせします。
問合せ 教育総務課学務係

場所・期間
* 課税課：4月2日(月)～5月31日(木)
* 市民課：6月1日(金)以降(手数料が必要です)
閲覧できる方：納税義務者、代理人、借地人、借家人および固定資産の処分をする権利がある一定の方
固定資産課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの(代理人は委任状)。借地借家人の方は、身分の確認のために契約書かその写し、地代や家賃の領収書などをお持ちください。
固定資産課税明細書を送付します 固定資産税

市長コラム

No.43

年度末はあわただしい日々が続きます。

市議会が開催されているだけでなく、他に、組合議会があり、各種団体の新年度に向けての会議が目白押しです。それに圏央道の高尾山インターチェンジの開通イベントの様な行事も重なる右往左往です。

さて、この春のさががけに、秋川のマス・ヤマメの解禁がありました。今年はやまを沢山放流したと聞いていたのですが、とても川に行ける余裕はありません。友人が見えてヤマメは形もいいし、釣果は好調だと話していました。私は頂いたヤマメを塩焼きにして、家族で夕飯のちそつにして食べながら、これを秋川グルメのブランドにしたい手はない、とインスピレーションが湧きました。

白井 孝

あきる野市長

市議会 本会議の様をインターネット(録画)で配信!

現在、3月定例会の本会議の様を配信中です。市ホームページの「あきる野市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。 問合せ 議会事務局